

新刊『独占禁止法関係法令集（令和元年版 コンパクト版）』

訂正のお知らせとお詫び

平素は当協会のご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

去る10月1日に発行しました『独占禁止法関係法令集（令和元年版 コンパクト版）』につきまして、当協会にて編集しました「補遺」の内容の一部に誤りがございましたので、以下のとおり訂正させて頂くとともに、お詫び申し上げます。

<p>【誤】</p>	<p>第二条 この法律において「事業者」とは、： （以下略）</p> <p>第二条の二 この章において「市場占有率」とは、： （以下略）</p> <p>第二章 私的独占及び不当な取引制限</p> <p>第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。</p>
<p>【正】</p>	<p>第二条 この法律において「事業者」とは、： （以下略）</p> <p>第二章 私的独占及び不当な取引制限</p> <p>第二条の二 この章において「市場占有率」とは、： （以下略）</p> <p>第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。</p>
<p>第十八条 公正取引委員会は、：（以下略）</p> <p>第十八条の二 この章において「違反行為期間」とは、：（以下略）</p> <p>第五章 不公正な取引方法</p> <p>第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。</p>	<p>第十八条 公正取引委員会は、：（以下略）</p> <p>第五章 不公正な取引方法</p> <p>第十八条の二 この章において「違反行為期間」とは、：（以下略）</p> <p>第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。</p>

\* 改正後の条文中「第二条の二」及び「第十八条の二」の位置につきまして、書籍では「第一章」及び「第四章」にそれぞれ含まれるものとしておりますが、本来、両条文ともその次の章（第二章及び第五章）に含まれるものです。

よって、当該「第二条の二」は、正しくは第二章の冒頭かつ第三条の直前に、また「第十八条の二」は、正しくは第五章の冒頭かつ第十九条の直前に、それぞれ配置されるべきものであります。